

今年は農地の転用を…

ちょっと待って!

# 農地の転用には許可が必要です!

自分の農地なんだから、  
許可や届け出なんてしなくても、  
自由に転用していいでしょ?



確かに農地は個人の土地ですが、  
農地法の許可等がなければ、  
売買・賃借・転用は一切できません!



農業用倉庫や農家住宅を建築するなど、農地を農地以外の目的で使用する場合は、市街化区域では農地転用の届出が、市街化調整区域では農地転用許可が必要です。

農地は食料の生産のために大切なものであり、一度農地以外のものに転用すると元へ戻るのが困難です。また、許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には農地法違反となります。違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合や農業後継者に農地を贈与する場合等に支障が生じます。また、個人の場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の刑事罰が科せられる場合があります。

## 調整区域での農家住宅の建設に伴う農地転用許可について

農地法改正に伴い、農家住宅を建設するための転用について、申請を受けてから知事許可が下りるまでに、これまで以上に時間がかかる場合があります。農家住宅の建設予定がある場合は、期間に余裕をもって、お早めにご相談ください。**特に、今年中に建設をお考えの方は、早急にご相談ください!**

ご不明な点、詳しい内容については、農業委員会事務局農地係までお問い合わせ願います。

## 農地改良について

農業委員会に届出等をしてください

農地改良等で、農地に切土・盛土を行う場合は農業委員会に届出をお願いしています。施工内容によっては一時転用許可（知事許可）が必要になることもありますので、時間に余裕をもって、農業委員会にご相談ください。転用許可の場合は3か月程度を要します。

農地改良は、大切な農地に手を加えますので、トラブルも起きやすい事業です。施工業者に任せきりにするのではなく、農地所有者ご自身でも充分ご検討の上、手続きを進めてください。

### 農地利用状況調査と意向調査へのご協力ありがとうございました

昨年8月から10月にかけて、市内の農地の利用状況調査を行い、その中で耕作が確認できなかった農地をお持ちの方に、農地に対する今後について伺わせていただきました。お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

なお、今年も同時期に農地利用状況調査を予定しております。また、耕作されていない農地をお持ちの方には、その有効活用に向けて、引き続き連絡等をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 農地を相続したときは届出を

農地法改正に伴い、農地を相続した時などの届出が義務付けられました。

農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636